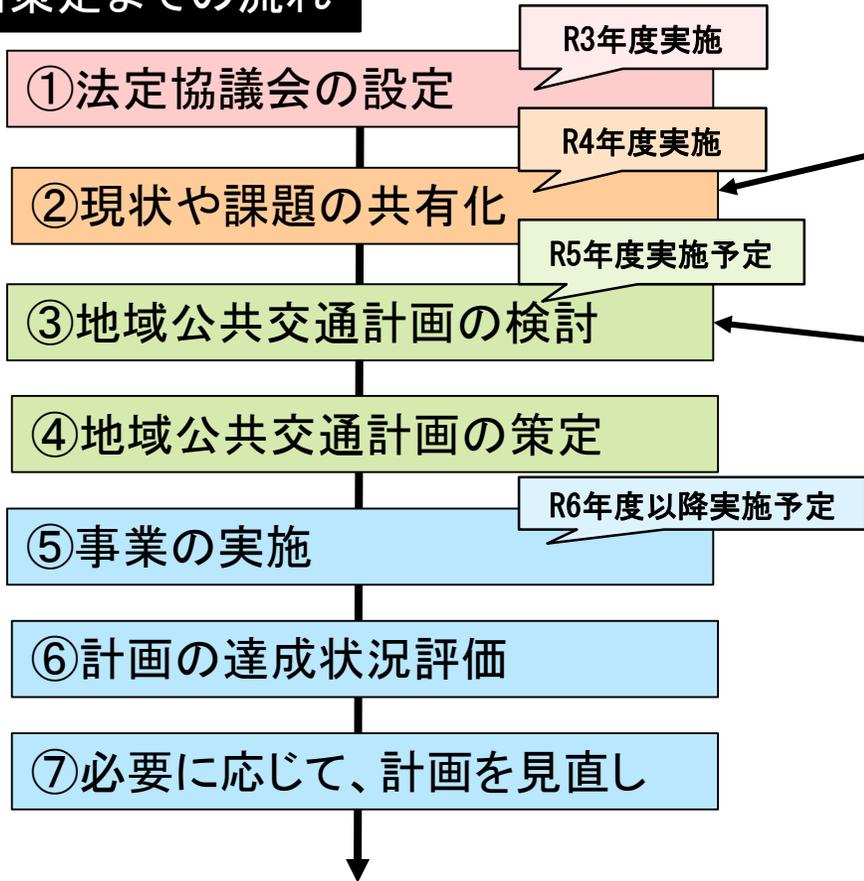


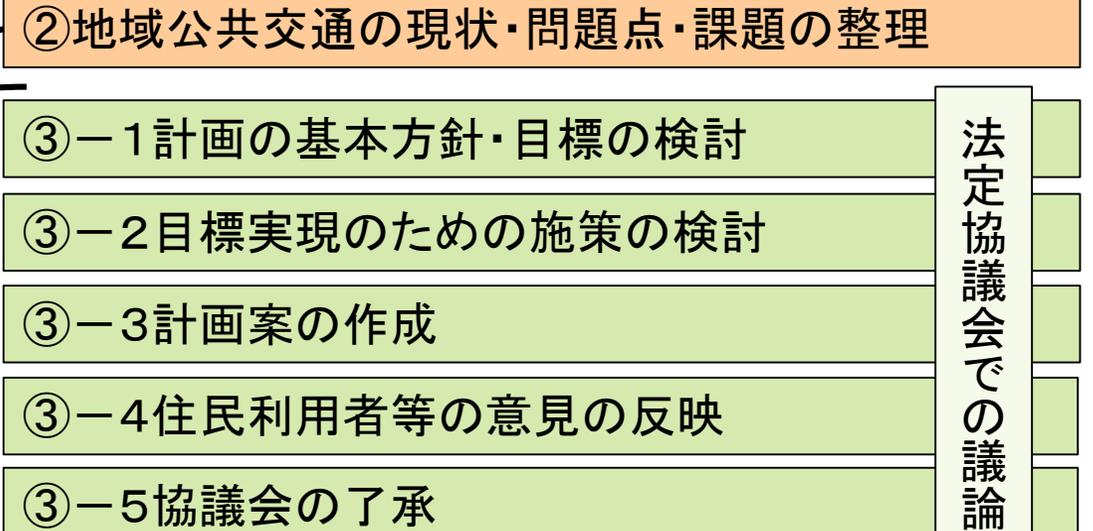
地域公共交通計画策定の流れ及び今年度の取組み経過について

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。
令和2年11月地域公共交通活性化・再生法の改正により、原則**全ての地方公共団体において作成が必要**。
- ・自治体や地域の交通事業者、**利用者等により構成される協議会等を通じて作成**。

計画策定までの流れ



計画策定の検討手順



令和4年度取組み経過

- 令和4年10月 移動実態の把握に関する調査事業開始
- 令和4年12月 市民アンケートの実施（12月7日～20日）
- 令和5年3月 協議会実施

【参考資料】

- ・国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」
- ・北陸信越運輸局「地域公共交通活性化再生法の概要について」